

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 一般事業主行動計画(第4回)

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい雇用環境整備を行なうとともに、女性が活躍し、次世代育成支援について地域へ貢献する企業となるため、次のよう行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1 : 男性職員の育児休業取得

【 対策 】

- 令和2年4月1日～ 管理職に対して育児休業取得についての研修を行い、制度利用についての職場理解を図る。
- 期中随時 取得希望者に制度の説明と業務の調整について相談を行う。

目標2 : 時間外勤務の削減

【 対策 】

- 令和2年4月1日～ 就業管理システムを活用し、時間外勤務の状況を把握する。
- 期中随時 事業所・個人単位での時間外勤務内容を洗い出し、管理職を通じ時間外勤務を削減し、職員が個人の時間を有効に活用できるよう図る。

目標3 : 採用における応募者に占める女性割合を50%以上にする

【 対策 】

- 令和2年4月1日～ 育児休業制度や福利厚生の実施など、女性が長く働きやすい職場であることをPRし、女性の応募者を増やしていく。

目標4 : 出産後も不安なく職場復帰することができる

育児短時間勤務制度を希望する職員に100%取得させる

【 対策 】

- 令和2年4月1日～ 管理職に対して「育児短時間勤務」についての研修を行い、短時間勤務制度についての職場理解を図る。
- 期中随時 復職後の職場イメージができるよう育児休業取得者に定期的な面談を行う。(3ヶ月毎)